

## 豊中市支援会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、豊中市支援会議（以下「支援会議」）を設置することについて、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 支援会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 生活困窮者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

### (支援会議の届出)

第3条 支援会議は、豊中市くらし再建パーソナルサポート事業実施要綱（平成25年4月1日実施）第9条第1項に基づく豊中市くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議の委員に属する各課が所管する会議であって、前条の事項を行う必要がある場合、所管の課長が支援会議設置届出書（様式第1号）により市民協働部長に届け出ることによって、支援会議と位置付けられるものとする。

- 2 支援会議として位置付ける会議は、法、条例、規則又は要綱により規定されているものでなければならない。
- 3 支援会議は別表のとおりとする。

### (会議の運営、開催)

第4条 支援会議の運営、開催については、各会議の要綱等によるものとする。ただし、支援会議として運営する議事については、参加者に明確に伝達するとともに、議事録は各支援会議別に作成するものとする。

- 2 支援会議の開催及び支援会議の資料については、個人情報扱う場合に限り非公開とする。

### (意見の聴取等)

第5条 支援会議の代表者は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 支援会議の参加者、事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務及び議事内容に関して知り得た個人情報や支援に関する秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。

(事務局)

第7条 支援会議設置要綱に関する事務及び別表の支援会議全体の連絡調整に関する事務はくらし支援課が担当する。

2 本要綱第3条第3項別表の各支援会議の事務は、各会議所管課が担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の実施について必要な事項は、市民協働部長が定める。

附則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

別表

会議名称	担当課
豊中市くらし再建パーソナルサポート事業実施要綱（平成25年4月1日実施。以下「PS事業実施要綱」）第6条に規定される支援調整会議	市民協働部くらし支援課
PS事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき設置されるくらし再建パーソナルサポート事業連絡会議	市民協働部くらし支援課
PS事業実施要綱第9条第8項の規定に基づき設置されるくらし再建パーソナルサポート事業連絡会部会	市民協働部くらし支援課
豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱（平成27年10月1日実施）第4条に規定される豊中市子ども・若者支援協議会におけるケース会議	市民協働部くらし支援課